

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 20 日現在

機関番号：33902

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20604006

研究課題名（和文）テロ時代における国家秩序構築に関する日英比較研究

研究課題名（英文）

A comparative study of British and Japanese states in the age of terrorism

研究代表者

梅川 正美（UMEKAWA MASAMI）

愛知学院大学・法学部・教授

研究者番号：30135280

研究成果の概要（和文）：この研究で明らかになったことは次の5点である。第1に、冷戦後の世界構造に関する英米の安全保障上の認識は「不確かな時代」である。第2に、不確かさの諸原因の一つがテロであり、テロ対策のためには、国内治安と密接に連携した防衛が必要となっている。第3に、軍隊の抜本的な再編が行われている。第4に、これらのことは欧米諸国で共通している。第5に、これを教訓として日本でも安全保障の再構築が必要になっている。

研究成果の概要（英文）：The key elements of our conclusion can be summarized briefly:

1. The structure of the world after the end of the Cold War is uncertain in terms of security.
2. One of the reasons of the uncertainty is terrorism. In order to overcome terrorism, we should join policies on domestic security and defense.
3. We have to modernize our defense forces.
4. Main governments in Europe have the same understanding concerning their security.
5. Japan should make the unity of the police and defense forces.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：社会秩序学

キーワード：テロリズム、国家、治安、安全保障、防衛、民主主義、警察、人権

1. 研究開始当初の背景

2001年のアメリカ合衆国における同時多発テロ以降、世界の安全保障の構造はどのように変わったのか。特にテロ対策が重要課題

として登場して以来、テロ対策と防衛の関係はどのように変わっているのか。これらの点を明確にして日本の安全保障の構築にとって有益な知見を獲得する必要があった。

特にイギリスは北アイルランド紛争を経

験しておりテロ対策では先進国である。テロ対策法も早くから整備している。この点で先進国である。しかも、冷戦終焉後のテロ対策は、北アイルランド問題のときのような単なる治安問題ではなく、国防・安全保障体制となっている。

イギリスは、今や、自国の軍隊を世界に展開する基本方針としてテロ対策を置いている。軍隊は世界のテロを抑制することを目的としており、アメリカと並走しながら世界の治安に責任を持つ使命を持っている (Defence Plan 2008)。

そこで、イギリスを参考にして、日本の安全保障および治安・裁判制度などを抜本的に見直すことが必要となっていた。

2. 研究の目的

研究の目的は、上のように冷戦終焉後の現代における対テロ体制と治安体制を備えた国家構造のありかたを探ることであるが、そのために特に先進的な国家構築を行っているイギリスの現状を調査して、日本にとっての参考点を明らかにすることであった。

3. 研究の方法

(1) 日本での研究会

研究会は4年間で合計11回行った。うち1回はイギリスでの研究会である。

①平成20年度。第1回研究会は20年7月19日に行い、今後の研究方法について議論した。第2回研究会は同年12月11日に行い、梅川からイギリスの2000年テロ対策法と2006年テロ対策法について報告した。第3回研究会は21年2月14日と15日に行い、4人のそれぞれがイギリスとEUと日本について

の研究報告を行った。

②平成21年度。第4回研究会は平成21年12月13日に行い、倉持氏がイギリスの人権の現状について報告した。第5回研究会は22年3月27日に行い梅川がイギリスのテロ対策と民主主義の関係について報告した。

③平成22年度。第6回研究会は平成22年10月1日に行い、4人が全員参加して、年末におけるイギリスでの研究会の内容を検討した。第7回研究会は22年12月10日研究会では太田氏がEUの安全保障について報告した。第8回研究会は22年12月17日研究会では山旗氏を迎えてミャンマーの安全保障について報告を頂いた。第9回研究会は22年12月29日にはイギリスのウォリック大学のマッケルダウニー教授との研究会を行い、イギリスの安全保障とテロ対策の問題点を議論した。

④平成23年度。第10回研究会は平成23年9月13日に行い、米、英、独、伊、中、韓、EU、哲学、日本、国際法の担当者および出版社の計12人が参加し、それぞれの報告を行った。第11回研究会は24年3月17日に行い、9人が参加し、各国における国防戦略とテロ対策の報告を行った。

(2) 研究グループの拡大

平成20年度から22年度までの3年間は、当初の日英比較研究の枠組みで研究を行ったので4人で行った。しかしこの研究の中で、イギリスの安全保障研究のためには他の欧米諸国との比較が必要だと考えて、研究チームを12人に拡大して、23年度より、欧米についてはアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、EU、アジアについては中国、ミャンマー、タイ、韓国、日本という主要諸国をカバーする研究体制にして研究を

始めた。

(3) イギリスの研究者との連携

①研究初年度である平成 20 年 2 月に梅川と倉持が渡英してウォリック大学のマッケルダウニーProf. D. McEldowney 教授と、連携の打ち合わせを行った。

②その後、マッケルダウニー教授とペーパーのやり取りをしながら、テロ対策、テロ戦争の研究を進展させてきた。これをふまえて、平成 22 年 12 月にはマッケルダウニー教授との共同の研究会をイギリスで行い、テロ対策の内容を議論した。先生からもペーパーが出され熱心な研究会になった。

(4) イギリスの前内務大臣との連携

平成 23 年 3 月には、イギリスのテロ法の起案者であった前内務大臣のブランケット議員 Rt Hon David Blunkett MP とロンドンの彼のオフィスでテロ対策について議論し、今後の連携の基礎を作った。

4. 研究成果

(1) 研究の中で明らかになってきたこと。

①世界の構造認識。1990 年代までは世界が「冷戦構造」をなしていたことは、広く国際的な共通認識であった。この冷戦終焉後、世界の構造をどう認識するか、この点でのイギリスの理解は、アメリカ合衆国の理解と同様であるが、「不確かな時代」である。これは国家間紛争を含みつつもテロや民族紛争などの予測できない紛争の頻発する時代としての理解である。

②テロ対策としての安全保障。不確かな時

代の安全保障は、突然発生するテロ等への防衛が主になる。しかもテロ集団はパキスタンなどの諸外国で育成されイギリスに送り込まれている。そこで諸外国に軍隊を派遣して、テロの発生源を抑える必要がある。そこで安全保障は国際的なテロ対策と同義になる。この点でもイギリスとアメリカ合衆国の認識は同様である。

③防衛軍の再編。安全保障の戦略が冷戦からテロ対策に変化してきたので、従来の対峙型の重量級の軍隊から、軽量で迅速に移動できる軍隊への再編が起きている。軍隊の配備もヨーロッパ大陸から撤退し、中近東などの世界に展開する傾向を持っている。これはアメリカ合衆国もドイツもフランスも同じである。

④防衛と治安の融合。テロ集団が諸外国で訓練され国内でテロを行うところから、防衛と治安は同じものとなる傾向がある。そこでイギリスでは防衛省警察が国外でも国内でも治安活動をするというふうに軍と警察の融合が起きている。

⑤テロ対策における覇権競合。諸外国でのテロ集団の取り締まりをイギリス軍もアメリカ合衆国軍も、その他の国の軍も行うとすると、ここで論理的には覇権競合が発生する。イラク戦争はこの競合の例であるが、今後、この点の解決を行い新たな国際秩序を構築し、国際的な法の支配の確立が必要である。

⑥欧米諸国の共通認識。上に述べてきたことはイギリスにかぎらず欧米諸国に共通するのではないかと考えられる。

まずアメリカは 9.11 以降、国内的には「愛国者法 USA Patriot Act」や「テロ法 Justice for Victims of Terrorism Act」の立法をはじめ多くの法整備を行い、外交的にはアフガニスタンやイラクの戦争を行ってきた。国内治安も防衛もテロ対策で一貫しており、両者

が融合してきている。しかも、テロとの戦を通じて世界の覇権を確立することが安全保障の新しい戦略になっている。

フランスでも『国防と国民の安全白書 2008 Livre blanc sur la défense et la sécurité nationale de 2008』以来、テロ対策と国防が結合され、テロ予防のための覇権主義的政策が打ち出された。

ドイツも同様であり、2006年の『防衛白書』以来、テロ対策のための海外派兵を認め、武器輸出も急速に膨張している。イタリアも海外派兵に熱心である (Ministero dsella Difesa, Nota aggiuntiva allo stato di previsione per la Difesa, 2011)。

⑦ アジアにおける国家の時代。アジアにおいては状況が異なっている。たしかに中国は国内の新疆ウイグル地区などでテロ対策として弾圧政策をしているが、外に対しては覇権拡大を行っている。西欧では国民国家相互の戦争の発生可能性が縮小しているのに対して、アジアでは、中国のように国家の覇権主義的確立を課題とする国が登場している。

中国は、国内にはテロ法制を敷き、国外には覇権主義を拡大しており、南シナ海への進出のみならず、ミャンマー政府やタイ政府を傀儡化し、インド洋までのパイプライン建造を進めている。韓国は、中国および北朝鮮と接し、戦時体制に近い国防戦略を維持している。この中国の国家の防衛戦略を明確化することも今後必要である。

⑧ 日本における安全保障。日本の安全保障は、一方では西欧のテロ対策的な安全保障の体制が必要になると同時に、他方ではアジアにおける若い国家主義台頭に対応しなければならない。その意味で二重の防衛政策が必要であり、その内容は緊急に具体化する必要がある。

(2) 研究視野の拡大と研究チームの拡大。

本研究は、もともと安全保障とテロ対策に関する日英比較研究であった。しかし、研究の中で、イギリスに見られる特徴は西欧主要国と同じようにみられることが浮かび上がってきた。そこで研究4年目にあたる平成23年度には、視野を拡大して、欧米全体とアジアの諸国の安全保障を合わせて研究することにした。

そのため研究チームを下のように拡大した。

総括研究：梅川正美・愛知学院大学教授

法哲学：堅田研一・愛知学院大学教授

国際法：富岡仁・名古屋経済大学教授

国際政治：太田正登・金城学院大学教授

アメリカ：佐藤信一・静岡大学教授

イギリス：倉持孝司・南山大学教授

フランス：西村茂・金沢大学教授

ドイツ：中谷毅・愛知学院大学教授

イタリア：鈴木桂樹・熊本大学教授

中国：柴田哲雄・愛知学院大学教授

韓国：金光旭・名城大学研究員

日本：渡名喜庸安・琉球大学教授

イギリスの協力者：

マッケルダウニー・ウォリック大学教授

ブランケット・前内務大臣

研究3年目の平成23年度よりの研究は、この拡大したグループで行った。

(3) 研究紀要の発行。

研究代表者の梅川が所長を務める愛知学院大学国際研究センターの「紀要」Journal of the Centre for International Studies, Vol 8, Aichi Gakuin University で2011年秋に「安全保障」の特集を組み、科研グループの3人が下記の論文を寄稿した。

梅川正美 “Before the Report of the Chilcot Inquiry” ,

倉持孝司 「2001年反テロ法をめぐる『司法的プロセス』と『政治的プロセス』」

渡名喜庸安 「海賊対処法の法構造」

(4) 学術書の出版を軌道にのせた。

上の拡大したグループによる学術出版物を「法律文化社」より平成25年に出版する。本科研の23年度の2回の研究会は、執筆者の研究会の意味も持った。この研究会は、本科研の補助金が平成23年度に終了した後も継続する。平成24年の5月、6月、7月に少人数の研究会を行い8月には全体での研究会をして9月末には原稿を完成させ、平成25年度に出版する。

この学術書には、本科研の協力者であるイギリスのマッケルダウニー教授も寄稿するので、国際的な成果の発表になる。

さらにこの出版については、学術振興会の出版助成の申請をする計画である。

(5) 本研究の独自性

この研究は次のような意義を持つ。これまでの研究では、国内的なテロ対策では、初川満他著『テロリズムの法的規制』（信山者2009）等の優れた研究がある。また外国に対する安全保障の研究にも赤根谷達夫他著『新しい安全保障論の視座』（亜紀書房2007）のように優れたものがある。しかし、本研究の独自性は、防衛とテロ対策の研究を結合したところにある。

そのうえで、現代社会での国際社会の構造はどうなっているか、テロ対策における諸国の覇権競合の現状はどうか、これらの点をあきらかにしている。

(6) 本研究のインパクト

上に述べたように、現代では「安全保障」と「テロ対策」が結合して新たな「安全保障の覇権的戦略」が形成されている。この点を解明することによって、第一に国際関係論の分野では、冷戦後の国際秩序研究に貢献する。第二に防衛・安全保障論の分野では、日本の安全保障構築論に貢献する。第三に治安・安全保障論の分野では、国内の対テロ政策構築方法論研究に寄与する。全体として学会への寄与は大きなものがある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① 梅川正美 “Before the Report of the Chilcot Inquiry” , *Journal of the Centre for International Studies, Vol 8*, Aichi Gakuin University, (以下 AGU と略) 査読無, 2011, pp. 1-10.
- ② 倉持孝司 「2001年反テロ法をめぐる『司法的プロセス』と『政治的プロセス』」 *Journal of the Centre for International Studies, Vol 8*, AGU, 査読無, 2011, pp. 31-62.
- ③ 渡名喜庸安 「海賊対処法の法構造」 *Journal of the Centre for International Studies, Vol 8*, AGU, 2011, 査読無, pp. 63-83.
- ④ 梅川正美、「イギリスにおけるテロリズム抑制の諸立法と宗教条項」、『愛知学院大学宗教法制研究所紀要』、査読無、50巻、2010、37-50頁。
- ⑤ 倉持孝司、「イギリスにおける新権利章典問題と民主制、法の支配および裁判官の役割」『南山法学』、査読無、33巻3・4号、2010、25-50頁。
- ⑥ 渡名喜庸安、「『地域主権改革』と『義務付け・枠付け』緩和および事務権限移譲」、『季刊：自治と分権』、査読有、41号、2010、29-35頁。
- ⑦ 倉持孝司、「1998年人権法制定後における新たな権利章典制定化論」、『法律時報』、

- 査読有、81巻、2009、57-62頁。
- ⑧ 渡名喜庸安、「日本経団連の道州制論」、『真織』、査読有、7巻、2009、2-14頁。
- ⑨ 梅川正美、「イギリスの内閣制度とウェストランド問題」、愛知学院大学論叢『法学研究』、査読無、49巻3号、2008年、33-78頁。

〔学会発表〕(計7件)

- ① 渡名喜庸安「警察行政の展開と法」分権研究機構・地方分権研究会、2011年12月4日、南山大学。
- ② 太田正登「ソフトパワーとしてのヨーロッパの安全保障条約(日本をめぐる安全保障環境と比較して)」日本国際政治学会2011年度研究大会、2011年11月11日、つくば国際会議場。
- ③ 渡名喜庸安「地方分権・地域主権改革と自治体・住民」第18回日本教育政策学会シンポジウム、2011年7月2日、琉球大学。
- ④ 梅川正美、「チルコット調査機関とイギリス議院内閣制」、イギリス政治研究会、2010年9月19日、同志社大学。
- ⑤ 倉持孝司、「日米安保条約50年と「二つの法体系」論」、憲法研究会、2010年9月4日、ニューサンピア沼津。
- ⑥ 梅川正美、「イギリス帝国と現代」、日本政治学会2009年度大会研究会、2009年10月12日、日本大学。
- ⑦ 梅川正美、「ウイルソン内閣とキャラハン内閣」、イギリス政治研究会、2008年9月13日、キャンパスプラザ京都。

〔図書〕(計7件)

- ① 渡名喜庸安『新基本法コンメンタール・地方自治法』、日本評論社、2011年、13~33頁、195~205頁。
- ② 梅川正美、『イギリス現代政治史』、ミネルヴァ書房、2010年、133-155頁。
- ③ 渡名喜庸安、『憲法と沖縄を問う』、法律文化社、2010年、130-187頁。
- ④ 渡名喜庸安、日本評論社、『地域主権と国家・自治体の再編』、2010年、77-132頁。
- ⑤ 倉持孝司、日本評論社、『現代憲法における安全』、2009年、733-756頁。
- ⑥ 梅川正美、成文堂、『サッチャーと英国政治』第3巻、2008年、1-690頁。
- ⑦ 太田正登、ミネルヴァ書房、『グローバル時代の国際政治』、2008、100-122頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梅川正美 (UMEKAWA MASAMI)

愛知学院大学・法学部・教授

研究者番号：30135280

(2) 研究分担者

倉持孝司 (KURAMOCHI TAKASHI)

南山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：00153370

渡名喜庸安 (TONAKI YOUAN)

琉球大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：50125788

太田正登 (OTA MASATO)

金城学院大学・現代文化学部・教授

研究者番号：70233145